条約

核物質の防護に関する条約の改正をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年五月二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

条約第七号

核物質の防護に関する条約の改正

核物質の防護に関する条約の一部を次のように改正する。

1　千九百七十九年十月二十六日に採択された核物質の防護に関する条約の題名を次のように改める。

核物質及び原子力施設の防護に関する条約

2　前文を次のように改める。

この条約の締約国は、

平和的目的のために原子力を開発し、及び応用する全ての国の権利並びに原子力の平和的応用から得られる潜在的な利益に対する全ての国の正当な権利を認め、

原子力の平和的応用のための国際協力及び原子力技術の移転を促進することが必要であることを確信し、

防護が公衆の健康の保護、安全の確保、環境の保護並びに国及び国際の安全保障の確保のために極めて重要であることに留意し、

国際の平和及び安全の維持並びに善隣主義、諸国間の友好関係及び諸国間の協力の促進に関する国際連合憲章の目的及び原則に留意し、

国際連合憲章第二条4において、「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。」と規定されていることを考慮し、

千九百九十四年十二月九日の国際連合総会決議第六十号（第四十九回会期）に附属する国際的なテロリズムを根絶するための措置に関する宣言を想起し、

核物質の不正取引並びに不法な取得及び使用並びに核物質に係る妨害行為及び原子力施設に対する妨害行為がもたらす潜在的な危険を回避することを希望し、また、それらの行為に対する防護について国内的及び国際的な関心が高まっていることに留意し、

あらゆる形態のテロリズムの行為が世界的規模で増大していること並びに国際的なテロリズム及び組織犯罪がもたらす脅威を深く憂慮し、

防護が核不拡散及びテロリズム対策の目的の達成に寄与するに当たり重要な役割を果たすことを信じ、

平和的目的のために使用される核物質及び原子力施設の防護を世界的規模で強化することにこの条約によつて貢献することを希望し、

核物質及び原子力施設に関する犯罪が重大な関心事であること並びに当該犯罪の防止、発見及び処罰を確保するため、適当かつ効果的な措置をとり、又は既存の措置を強化することが急務であることを確信し、

締約国の国内法及びこの条約に従つて核物質及び原子力施設の防護のための効果的な措置を定めるため国際協力を一層強化することを希望し、

この条約が核物質の安全な使用、貯蔵及び輸送並びに原子力施設の安全な運転を補完すべきであることを確信し、

国際的に作成された防護に関する勧告であつて、随時更新され、及び効果的な水準の防護を達成するための最新の方法に関する指針を示し得るものが存在することを認識し、

軍事的目的のために使用される核物質及び原子力施設の効果的な防護が当該核物質及び原子力施設を保有する国の責任であることを認識し、また、当該核物質及び原子力施設が厳重に防護されており、及び引き続き防護されることを了解して、

次のとおり協定した。

3　第一条(c)の次に(d)及び(e)として次のように加える。

(d)　「原子力施設」とは、核物質を生産し、処理し、使用し、取り扱い、貯蔵し、又は処分する施設（関連する建物及び設備を含む。）であつて、当該施設に対する損害又は妨害が相当の量の放射線又は放射性物質の放出をもたらすおそれがあるものをいう。

(e)　「妨害行為」とは、原子力施設又は使用され、貯蔵され、若しくは輸送されている核物質に対して故意に行う行為であつて、放射線への曝露（ばく）又は放射性物質の放出の影響により職員の健康及び安全、公衆又は環境を直接又は間接に脅かすおそれがあるものをいう。

4　第一条の次に次の一条を加える。

第一条のA

この条約の目的は、平和的目的のために使用される核物質及び原子力施設の効果的な防護を世界的規模で達成し、及び維持すること、当該核物質及び原子力施設に関連する犯罪を世界的規模で防止し、並びに当該犯罪と世界的規模で戦うこと並びにこれらのことを目的とする締約国間の協力を容易にすることにある。

5　第二条を次のように改める。

1　この条約は、平和的目的のために使用される核物質であつて、使用され、貯蔵され、又は輸送されているもの及び平和的目的のために使用される原子力施設について適用する。ただし、第三条、第四条及び第五条4の規定は、平和的目的のために使用される核物質であつて国際核物質輸送中のものについてのみ適用する。

2　締約国内において防護の制度を確立し、実施し、及び維持する全ての責任は、当該締約国が負う。

3　この条約により締約国が明示的に負う義務を除くほか、この条約のいかなる規定も、締約国の主権的権利に影響を及ぼすものと解してはならない。

4　(a)　この条約のいかなる規定も、国際法（特に国際連合憲章の目的及び原則並びに国際人道法）に基づいて締約国が有する他の権利、義務及び責任に影響を及ぼすものではない。

(b)　国際人道法の下で武力紛争における軍隊の活動とされている活動であつて、国際人道法によつて規律されるものは、この条約によつて規律されない。また、国の軍隊がその公務の遂行に当たつて行う活動であつて、他の国際法の規則によつて規律されるものは、この条約によつて規律されない。

(c)　この条約のいかなる規定も、平和的目的のために使用される核物質又は原子力施設に対して武力を行使し、又は武力を行使するとの威嚇を行うことに法に基づく権限を与えるものと解してはならない。

(d)　この条約のいかなる規定も、不法な行為を容認し、又は合法化するものではなく、また、他の法規によつて訴追することを妨げるものではない。

5　この条約は、軍事的目的のために使用され、又は保有される核物質及び当該核物質を保有する原子力施設については、適用しない。

6　第二条の次に次の一条を加える。

第二条のA

1　締約国は、次のことを目的として、自国の管轄下にある核物質及び原子力施設について適用される適当な防護の制度を確立し、実施し、及び維持する。

(a)　使用され、貯蔵され、又は輸送されている核物質を窃取その他の不法な取得から防護すること。